

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月、2年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月及び2年1月
② 平成2年3月

私は、昭和63年6月に会社を退職後、A県B市役所において国民年金の加入手続を行った。

当時の国民年金保険料は、ある程度定期的に納付していたことから、申立期間①及び②の保険料についても、送付のあった納付書を用いて自宅近くの金融機関の窓口において、保険料月額として8,000円から1万円弱の金額を納付したと思う。

申立期間①及び②当時、国民年金保険料を納付できない事情は無かったことから、納付書が送付されてくれば必ず納付していたはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において平成元年2月1日に払い出されており、当該手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、申立期間①及び②は合わせて3か月間と短期間である上、申立人は、国民年金被保険者資格を取得して以降、第3号被保険者になるまでの国民年金被保険者期間について、申立期間①及び②を除き国民年金保険料の未納期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
年金事務所から、「年金加入記録に未加入期間がある。」との知らせを受け確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においては、同じ会社であるB社（平成9年11月*日にA社に合併、解散）とA社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、このうち、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間と同じ期間に係る給与明細書及び当該同僚の陳述から判断すると、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の総務担当者が、「申立期間当時、各地に所在する従業員に係る社会保険及び給与計算業務は、当該各地ではなく、C地区はD県、E地区

はF県の2か所で集中処理していた。」旨陳述しているところ、申立期間において、前述の給与明細書を提出した同僚及び申立人と同じ勤務地で一緒に仕事をしていたとする同僚を含む複数の同僚は、「申立期間当時、給与計算業務はF県で行われていた。」旨陳述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等の給与計算についても、当該同僚と同様の取扱いがされていたものと考えられる。

加えて、A社の前述の総務担当者は、「申立期間当時、給与は末締め翌月10日支払で、厚生年金保険料は当月控除であった。」旨陳述しているところ、商業登記の記録によると、B社は、平成9年11月*日にA社に合併し解散しており、申立期間に係る給与支払時点には存在していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
年金事務所から、「年金加入記録に未加入期間がある。」との知らせを受け確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私は、B社に正社員として入社した。申立期間においては、同社（平成9年11月*日にA社に合併、解散）からA社に社名が変更されたが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、このうち、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間と同じ期間に係る給与明細書及び当該同僚の陳述から判断すると、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の総務担当者が、「申立期間当時、各地に所在する従業員に係る社会保険及び給与計算業務は、当該各地ではなく、C地区はD県、E地区

はF県の2か所で集中処理していた。」旨陳述しているところ、申立期間において、前述の給与明細書を提出した同僚及び申立人と同じ勤務地で一緒に仕事をしていたとする同僚を含む複数の同僚は、「申立期間当時、給与計算業務はF県で行われていた。」旨陳述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等の給与計算についても、当該同僚と同様の取扱いがされていたものと考えられる。

加えて、A社の前述の総務担当者は、「申立期間当時、給与は末締め翌月10日支払で、厚生年金保険料は当月控除であった。」旨陳述しているところ、商業登記の記録によると、B社は、平成9年11月*日にA社に合併し解散しており、申立期間に係る給与支払時点には存在していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
年金事務所から、「年金加入記録に未加入期間がある。」との知らせを受け確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私は、申立期間において、継続してA社に雇用されており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記の役員の記録並びに申立人及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、このうち、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間と同じ期間に係る給与明細書及び当該同僚の陳述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の総務担当者が、「申立期間当時、各地に所在する従業員に係る社会保険及び給与計算業務は、当該各地ではなく、C地区はD県、E地区

はF県の2か所で集中処理していた。」旨陳述しているところ、申立期間において、前述の給与明細書を提出した同僚及び申立人と同じ勤務地で一緒に仕事をしていたとする同僚を含む複数の同僚は、「申立期間当時、給与計算業務はF県で行われていた。」旨陳述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等の給与計算についても、当該同僚と同様の取扱いがされていたものと考えられる。

加えて、A社の前述の総務担当者は、「申立期間当時、給与は末締め翌月10日支払で、厚生年金保険料は当月控除であった。」旨陳述しているところ、商業登記の記録によると、B社は、平成9年11月*日にA社に合併し解散しており、申立期間に係る給与支払時点には存在していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで
平成25年3月に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）から「同僚等の年金記録に係るお問い合わせ」が届いたので、年金記録を確認したところ、私も同様に、昭和48年11月30日にA社B出張所において資格を喪失し、同年12月1日に同社本社において資格を再取得した記録となっており、申立期間の1か月間が未加入期間となっている。

しかし、私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書、A社の事業を承継したC社D工場から提出された申立人に係る辞令簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務し（A社B出張所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の辞令簿において、申立人の申立期間当時の所属は「業務部」と記されており、C社D工場は、当該部署がA社本社の部署か同社B出張所の部署かは不明である旨回答しているものの、申立期間当時の同社B出張所の社会保険事務担当者は、「当時、給与計算事務は本社で一括して行っていた。」と陳述している上、同社B出張所に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿によると、同出張所は昭和 48 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることを踏まえると、同日以降は、同社本社において被保険者資格を有するものと考えられることから、同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人に係る昭和 48 年 11 月分の給料支給明細書において確認できる報酬月額から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から10年3月までの期間及び11年6月から14年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月から10年3月まで
② 平成11年6月から14年6月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、納付書が送られてきたので、月単位で国民年金保険料を金融機関で納付しており、申立期間のうち、平成9年度及び12年度については、半年分か1年分かは覚えていないが、一括で納付した記憶がある。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、月単位あるいは一括して国民年金保険料を金融機関において納付したと陳述しているが、納付対象期間及び納付額などの記憶は定かでなく、これら全ての領収証書は所持していないとしており、納付に係る具体的な状況は不明である。

また、A県B市の平成8年度、9年度、12年度及び13年度の各年度に係る国民年金収滞納一覧表には、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち、平成12年4月から14年3月までの期間について国民年金保険料の未納を示す記号「X」が記載されており、同市の平成11年度の当該収滞納一覧表には申立人の氏名は見当たらず、これらは、申立人に係るオンライン記録における国民年金被保険者資格取得時期及び保険料納付の状況と符合する。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成11年3月8日付けで国民年金保険料の過年度納付書が作成されているところ、当該作成時点において、申立期間①が過年度納付可能な期間に当たることから、当該納付書は

申立期間①についてのものと推認され、申立人は、当該納付書により申立期間①の保険料を納付することが可能であったと考えられるが、社会保険事務所（当時）から送付された納付書を用いて保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間①及び②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、当時、B市及び社会保険事務所が発行する納付書は共に電子計算機により作成されており、国民年金保険料の収納処理も光学式文字読取装置（OCR）により行われているなど、事務処理の機械化が図られていることから、納付記録漏れの可能性は低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年7月から39年3月までの期間、40年1月から同年3月までの期間、45年7月から46年3月までの期間及び58年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年7月から39年3月まで
③ 昭和40年1月から同年3月まで
④ 昭和45年7月から46年3月まで
⑤ 昭和58年6月から同年9月まで

私は、夫が社会保険事務所（当時）に出向いた際、同事務所の窓口担当者から、夫婦共に国民年金保険料の未納があり、夫については納付しないと年金がもらえないこと、また、未納の保険料額は夫婦二人分で38万円ぐらいであることを聞いた。

その未納期間はどの期間であったかは分からないが、私が「これで全額ですか。」と尋ねると、その担当者は「これで全額です。」と答えたことをハッキリと覚えている。

その場で、窓口の担当者に言われた国民年金保険料額を全部納付したので、申立期間①から⑤までの国民年金保険料は納付済みのはずである。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が社会保険事務所の窓口において、どの未納期間であったかは分からないが、未納とされていた夫婦二人分の国民年金保険料として38万円ぐらいを一括して納付したことから、申立期間①から⑤までの保険料は納付済みのはずである。」旨陳述している。

しかし、申立人が記憶する未納期間の国民年金保険料を一括して納付した時期について、申立人は、その夫が昭和 63 年の数年前の年末であったとしているところ、申立人及びその夫に係る国民年金被保険者台帳、オンライン記録及びA県B市の収滞納リストによると、i) 申立期間⑤直後の 58 年 10 月から 60 年 3 月までの期間が過年度納付されていること、ii) 58 年 10 月の保険料の時効による納付の期限が 61 年 1 月末日であること、iii) 60 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料が 61 年 2 月 22 日に一括して納付されていることが確認できることなどから判断すると、申立人の記憶する一括納付の時期は同年 1 月頃と考えられ、当該納付時点では、申立期間①から⑤までの各保険料は、既に時効が成立しているため納付することができない。

また、申立期間①から⑤までの各国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 10 月に夫婦連番で払い出されたことが確認できることから、当該期間はいずれもその当時において現年度納付が可能であったものと考えられるところ、申立人は、集金人に納付したと陳述するのみで、具体的な納付方法等の記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたと陳述しているところ、申立人の夫についても申立期間①から⑤までと同じ期間が未納とされていることがオンライン記録により確認できる上、申立期間は 5 回で合計 37 か月に及んでおり、申立人及びその夫について、複数回また長期間にわたり年金記録がいずれも欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年2月まで

私が大学生のときはA国籍であったため、帰化申請について法務局で相談したところ、担当職員に、「大学生は、国民年金に加入する義務がある。」と言われたことから、平成4年5月頃、母が、B県C市役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行った。

その際、申立期間の国民年金保険料を含む3年分の保険料についても母がC市役所の窓口で一括納付してくれ、その金額は32万円ぐらいであったと母から聞いている。

それなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により確認できる申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格記録から判断すると、申立人に係る国民年金の加入手続時期は、平成6年3月頃と推認され、申立人の母が4年5月頃に加入手続を行ったとする申立内容はこのことと符合しない。

また、前述の平成6年3月の加入手続時点において、申立期間のうち、4年1月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年2月の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人の母は、申立期間の保険料はC市役所の窓口で納付したと申し立てしているところ、同市では、国庫金となる過年度保険料を収納することはなかったとしており、このことも申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が現在所持する年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が申立期間当時に払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号

番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、帰化前の氏名を含む各種の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、会社を退職後の平成14年2月頃に、自宅に届いた納付書をA県B市C区役所に持参し、同区役所の窓口で何かの保険料を納付したことを覚えており、これが申立期間の国民年金保険料であったと思う。

国民年金の記録では、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付された納付書によりC区役所の窓口で納付したとしているところ、「C区役所で何かを納付した記憶はあるが、これが国民年金保険料であったかどうか、はっきりと覚えていない。」旨陳述するなど、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等について、申立人の記憶は定かでない。

また、申立人に係るオンライン記録によると、平成16年2月12日付けで過年度納付書が作成されたことが確認できることから、申立人には申立期間のほかに国民年金保険料の未納期間が無いことから、当該納付書は申立期間について作成されたものと推認でき、この場合、当該納付書により申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人から、申立期間の保険料を遡って納付した旨の陳述は無い。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録業務のオンライン化、電算機による納付書作成、光学式文字読取機（OCR）による領収済通知書記載内容の入力等、事務処理の機械化が図られたことにより、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少なくなっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、夫の仕事の手伝いなどで忙しく、国民年金の加入手続を遅れて行ったため国民年金保険料の未納期間が生じたが、保険料は過去の経験上、2年間遡って納付することができることを知っていたので、その旨をA県B市に申出をし、同市の保険料の納付書とは別の手書きの納付書の交付を受け、申立期間の保険料を昭和 63 年 1 月頃に同市役所の窓口において遡って現金で一括納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今回の申立てと同一の期間を申立期間として、年金記録確認和歌山地方第三者委員会(当時)に厚生年金保険の記録確認申立てを行ったが、同委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているところ、今回、「前回の厚生年金保険に係る申立ては、私の記憶違いであり、当該期間については国民年金保険料を遡って納付した。」と主張を大きく変更し申立てに至っており、申立人の当該期間に係る記憶が明確なものとは言い難い。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月は未加入期間であり、同年 8 月から 62 年 3 月までの期間は未納を示す空白となっており、オンライン記録と一致している上、61 年 7 月に係る国民年金保険料は、未加入期間のため、制度上、納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 63 年 8 月 10 日に過年度の国民年金保険料に係る納付書が発行されていることが確認できることから、当該納付書発行時点において、申立期間の保険料は納付されていなかったことがうかがわ

れる。

加えて、申立人は、当時受け取ったと記憶する申立期間に係る「B市役所 領収済」の記載のある領収書の様式を手書きして提出しているが、申立人が主張する昭和63年1月頃に申立期間の国民年金保険料を納付するに当たっては、過年度保険料となり、国庫金として収納されることから、「B市役所 領収済」と記載された領収書が発行されたとは考え難い。

このほか、申立期間当時の国民年金保険料の収納事務は電算化が図られ、記録漏れが生じる可能性は低かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月、同年5月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月及び同年5月
② 平成12年9月

私の国民年金について、母親から、平成10年8月頃に、私の年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されてきたが、2年ぐらいは保険料を納付しておらず、その後に過去の未納分の保険料の督促を受けた頃、事故等による障害年金のことも考え、私の保険料の納付を始めることにしたが、未納分の保険料を一度に納付することが困難であったので、1か月分ずつの分割による納付に変更してもらい、現年度保険料と一緒に約2年間毎月納付していたと聞いている。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付には関与していないが、前後の期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親から、過去の未納分の国民年金保険料を、現年度保険料と一緒に毎月1か月分ずつ過年度納付していたと聞いている。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成10年10月から12年2月までの期間、同年6月及び同年8月の国民年金保険料が過年度納付された日と同日に現年度保険料が納付されていることが確認できるが、10年8月及び12年7月の保険料が過年度納付された月については現年度保険料の納付は見当たらず、10年9月及び12年3月の過年度保険料は同じ月に納付された現年度保険料とは納付日が相違していることから、必ずしも過去の未納となっている保険料と現年度保険料を毎月一緒に納付していなかったことがうかがえる。

また、申立期間②の国民年金保険料は、前後の納付状況を踏まえると、平成

14年10月に過年度納付されることとなるが、オンライン記録によると、同年10月時点における保険料の納付は確認できず、直後の同年11月25日に同年10月の保険料が現年度納付されているものの、当該納付時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することができない上、当該期間の保険料は、遡って保険料の納付を開始した当初に現年度納付することも可能であるが、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、「保険料の納付の開始月を覚えていない。」と陳述しており、当該期間の保険料を現年度納付したことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人の母親は、「申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料をA金融機関、B金融機関C支店及び自宅近くの郵便局のいずれかで納付書により納付した。」としているところ、いずれの金融機関も保険料の領収に係る記録等の保管期限は10年としており記録を確認することはできない上、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「保険料の領収済通知書の保管期限は3年のため残っていない。」と回答していることから、申立人に係る当該期間の保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立期間①及び②は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適正に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の母親から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年10月まで

私は、A社(現在は、B社)に勤務していた頃に実家を出てC県D市E町に住んでおり、国民年金については、昭和52年4月に同社を退職後、すぐに同市役所において加入手続を行うとともに、国民年金保険料の納付を開始し、申立期間の保険料を納付した。

一方、母も、A社から私が退職したことを聞き、C県F市(現在は、G市)役所において、私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の納付を開始した。しばらくして私が母と連絡を取るようになったことから、母は私の指摘で保険料の重複納付に気付き、納付をやめて年金手帳を私に渡してくれた。その後、再婚に伴いD市H町に住所を移した。申立期間に係る保険料を私と重複して納付してくれていたにもかかわらず、国の記録によると、私と母が重複して納付したことになっていない。

国民年金保険料を重複して納付したことは、当時、私の手元に年金手帳が2冊(1冊は私が加入手続をした際交付されたもの、他の1冊は母から渡されたもの)あったことから明らかである。年金事務所及びD市は、「住民票のある市町村でしか保険料は納付できない。」と言っているが信用できない。重複納付した申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

また、申立期間の国民年金保険料の重複納付に気付いた際、I社会保険事務所(当時)に別番号の2冊の年金手帳を持参し、保険料の還付を求めたが、窓口の職員に「年を取り年金を受給する時に精算する。」と言われた。

当時は濃い赤色の年金手帳を2冊持っていたが、後に、社会保険事務所(当時)に回収され、現在持っている2冊の年金手帳が郵送されてきた。2冊とも、同じ国民年金の加入日(資格取得日)及び国民年金手帳記号番号が記載されているが、当該加入日及び手帳記号番号は後日改ざんされたものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続について、申立人の母親はF市において、申立人はD市においてそれぞれ行き、申立期間の国民年金保険料もそれぞれ納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、F市において昭和52年5月2日に払い出されている上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立人の当初の住所は同市、同年10月22日からはD市となっており、申立期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、本件申立ては、同年4月から同年9月までの期間については、申立人の同市における保険料納付、同年10月については申立人の母親のF市における保険料納付が審議の対象となる。申立期間のうち、同年4月から同年9月までの期間について、申立人が申立てどおり、D市において当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、特殊台帳を見ても、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる記載は見当たらない上、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の同市に係る手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が同市において、当該期間の保険料を納付することは、制度上、困難であったことがうかがえる。

また、申立人は、「私は、A社を退職した時、D市に住んでいたため、同市役所へ出向いたところ、同市では住民票を確認することなく私の国民年金の加入届を受け付け、国民年金保険料を収納した。」と主張しているが、戸籍の附票及び特殊台帳とも、申立人の住所がF市からD市に変更されたのは昭和52年10月22日となっている上、同市も、当時の状況について、「当市では申立期間当時、住民登録の後、初めて国民年金への加入が可能となるため、窓口では、まず市民課において住民票の転入届出を行った後に再度窓口に来ていただくように案内していた。また、何らかの事情により加入届を受け付け、当市において国民年金手帳記号番号を払い出した場合であっても、住民登録の無い方に保険料の納付書を発行することは考えられない。」と説明していることから、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの期間について、住民登録の無いD市において申立人が保険料を納付することは困難である。

さらに、申立期間のうち、昭和50年10月について、申立人は、「当該期間については、私の国民年金保険料を母がF市において納付してくれた。」と主張しているが、申立人の母親は既に死亡しており、陳述を得ることができない上、申立人も、同市における当該期間に係る保険料納付について関与しておらず具体的なことは分からないとしていることから、当該期間の保険料納付について具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料について重複納付していたことは、当時、私の手元に、D市で加入手続をした際に交付された1冊及び母から手渡されたF市交付の1冊の2冊の年金手帳を所持していたことから明らかである。」と主張しているが、申立人が現在所持している2冊の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は同一であり、そのほかに当該2冊の年金手帳からは申立期間の保険料が重複して納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月20日から35年8月1日まで
年金の受給手続を行った際に、A社における厚生年金保険の資格喪失日が実際の退職時期と異なっていることが分かった。

A社には、はっきり覚えていないが、昭和35年7月まで勤務していたのに、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、33年10月20日となっている。

申立期間にA社の事務員であった妻と結婚したが、妻は、当時私の給与から厚生年金保険料を控除し、預り金として経理処理していたとしている。

申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録がある同僚のうち、住所が判明した8人に申立人の勤務状況等について照会したところ、7人から回答を得たが、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする具体的な陳述は、誰からも得られなかった上、同社の現在の事業主は、「申立人が結婚した時には、申立人は当社に勤務していなかったと思う。」旨陳述している。

また、A社は、「申立期間当時の事業主は死亡しており、申立期間に係る人事資料等については保管していない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社を退職した時、当時の事業主の息子で現在の事業主は中学生であった。」旨陳述しているが、上述の現在の事業主は、「申立人が当社を退職した時、私は中学生であったと思う。」旨陳述しているところ、同人の生年月日から判断すると、同人が中学生であった期間は昭和31年4月から34年3月までの期間であり、このことからすると、申立人が記憶する同社

の退職時期と申立期間の終期とは一致しない。

加えて、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和33年1月頃から1年間ほどの期間、自身がA社において給与計算業務を行っており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと主張しているが、申立人の妻について同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社及び複数の同僚からは、同社における申立人の妻に係る勤務期間及び業務内容に関する関連資料及び陳述を得ることができないことから、同社において申立人の妻が、給与計算業務に従事していたとする期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 31 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 19 日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①と、B社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が脱退手当金受給済みの期間となっていることが分かった。

B社は、結婚準備のために退職したが、私は同社退職後に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和38年1月22日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。